

ストーカー総合対策

平成 27 年 3 月 20 日策定

平成 29 年 4 月 24 日改訂

ストーカー総合対策関係省庁会議

平成 26 年 10 月、全閣僚を構成員とするすべての女性が輝く社会づくり本部において、「すべての女性が輝く政策パッケージ」が決定され、その中で、ストーカー対策の抜本的強化のため、被害者支援の取組や加害者対策の在り方について、警察庁の有識者検討会において提言された取組の方向性も踏まえつつ、関係省庁からなる会議において検討の上、同年度内を目途に総合対策を取りまとめることとされた。

これを受け、関係機関等が連携した対策を推進するため、平成 27 年 3 月、ストーカー総合対策関係省庁会議において、早急に行うべき施策として「ストーカー総合対策」が取りまとめられた。また、平成 27 年 12 月 25 日に閣議決定された「第 4 次男女共同参画基本計画」においても、「ストーカー事案への対策の推進」が盛り込まれ、関係機関が連携した被害者支援を行うための取組を推進することとされた。

しかし、平成 28 年中に警察に寄せられたストーカー事案の相談等件数は、2 万 2,737 件となるなど、引き続き高水準で推移しているほか、最近のスマートフォンの普及や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）利用の広がり等によるコミュニケーション手段の変化等により、事案の態様が多様化するなど、これらの事案を取り巻く厳しい情勢が続いている。

平成 28 年 12 月 6 日には、ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成 12 年法律第 81 号。以下「法」という。）の規制対象行為を拡大するほか、行政措置・罰則の見直し、職務関係者による被害者等の安全確保及び秘密保持への配慮等を内容とする、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 102 号。以下「改正法」という。）が成立し、一部の規定を除いて本年 1 月 3 日から施行された。

なお、改正法審議の際、参議院内閣委員会において、「ストーカー事案への対応の更なる充実に関する決議」がなされている。

関係省庁においては、これらを踏まえ、ストーカー総合対策を改訂し、ストーカー対策をより一層強力に推進することとした。

1 被害者等からの相談対応の充実

ストーカー事案については、早期の段階で被害者等が関係機関につながる事が重要であるところ、幅広い窓口において被害者等からの相談を受理し、また、そのニーズに応じ、切れ目なく適切な支援を行うことができるよう、被害者等からの相談窓口を充実させるとともに、法第12条第4号に基づき、民間の自主的な活動を含めた関係機関間の連携協力を推進するものとする。

また、これらの適切な対応を推進するため、法第9条第1項に基づき、被害者等の安全確保に十分配慮するとともに、同条第2項に基づき、相談への対応を行う者に対し、被害者等の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(1) 被害者等からの相談窓口の充実

- ストーカー被害者等の安全を確保する上で必要かつ十分な体制が構築されるよう、事案を担当する警察官等の体制を整備するとともに、研修やマニュアル等により専門的能力の向上を図る。また、被害者の多くが女性であることに配慮し、被害者の状況、要望等に応じて女性警察官による対応ができる体制の整備を促進する。(警察庁)
- 婦人相談所、男女共同参画センター等において、ストーカー被害に関する相談に対し、事案に応じ、適切かつ効果的な支援を行うため、研修等の内容の充実を図る。(内閣府、厚生労働省)
- 犯罪被害者等に対し適切な対応が行われるよう、引き続き地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的な対応窓口の設置を促進するよう要請するとともに、研修等により、ストーカー被害を含めた犯罪被害者等施策に関する必要な情報提供を行う。(警察庁)
- 被害者等の心の健康に関する相談については、精神保健福祉センターにおける適切かつ効果的な支援を推進する。(厚生労働省)
- 法務省の人権擁護機関では、ストーカー事案を含めた女性の人権問題についての専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、女性が気軽に人権相談ができる環境を整え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、これらの制度や活動について、その趣旨や内容を周知する広報活動の一層の充実を図るなど、社会的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進する。(法務省)
- 検察では、「被害者ホットライン」等において、ストーカー被害に関する相談に対し、被害者等の状況、要望等に応じて、適切かつ効果的な支

援を行うとともに、研修やマニュアル等により支援の充実を図る。(法務省)

- 日本司法支援センター（法テラス）において、ストーカー事案の被害者に対し、資力を問わず再被害の防止に関して必要な法律相談を実施する。また、関係機関・団体と連携を図りつつ的確な情報収集及び提供等被害者等の支援を実施するとともに、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携の下、研修やマニュアル等により、被害者等への支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上を目指す。(法務省)
- 学校において、教職員が子供の変化に気づき、相談しやすい環境を整え、交友・交際に関する相談の結果を踏まえて適切な機関と連携しながら早期に対応できるよう、研修等の充実を図るとともに、スクールカウンセラーの配置拡充など学校における相談体制の充実に努める。(文部科学省)
- 地方公共団体における被害者支援の充実を図るため、内閣府作成「ストーカー被害者支援マニュアル」を活用するなど、地方公共団体における被害者等に対する相談対応・カウンセリング等を推進する。(内閣府、関係省庁)

(2) 関係機関の連携協力の促進

- 被害者等の支援やその安全の確保を的確に実施するため、配偶者からの暴力に関する関係機関協議会を活用するほか、関連する被害者支援連絡協議会、被害者支援地域ネットワーク等、既存の地域における関係機関の協議会の活用を考慮しつつ、民間の自主的な組織活動を含めた関係機関との連携協力を効果的かつ効率的に推進する。(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁)
- 内閣府における平成 26 年度「ストーカー行為等の被害者支援実態等の調査研究」も踏まえつつ、ストーカー対策における関係機関の取組及び連携について、第 4 次計画に基づき推進する。(内閣府、関係省庁)

2 被害者情報の保護の徹底

ストーカー事案の被害者等の安全確保のためには、被害者等の避難等に係る情報が加害者に伝わらないようにすることが重要であるところ、被害者等の情報の保護を徹底するものとする。

また、法第 7 条において、ストーカー行為等をするおそれのある者に対し、被害者等に係る情報でストーカー行為等をするために必要となる情報を提供

してはならないとされていることについて周知する。さらに、法第9条第1項に基づき、被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者は、その職務を行うに当たり、被害者等の秘密の保持に十分な配慮をするものとするとともに、同条第3項に基づき、国、地方公共団体等は、その保有する個人情報等の管理について、ストーカー行為等の防止のために必要な措置を講ずるよう努めるものとするものとする。

(1) 被害者情報の提供禁止に係る周知

法第7条の内容について関係者への周知を図る。(内閣府、警察庁、関係省庁)

(2) 職務関係者による被害者の秘密の保持及び個人情報の管理

- 警察及び検察において、被害者等とのコミュニケーションを十分に図りつつ、事案に応じ、捜査段階では、逮捕状の請求に際しての被疑事実の要旨の記載に当たり、再被害防止への配慮の必要性等に応じて被害者の氏名や住所の表記方法に配慮し、公判段階では、弁護人に証拠書類を開示する際に被害者特定事項が被告人に知られないようにすることを求めるなど、被疑者に知られるべきでないと思われる被害者等に関する情報の保護に配慮し、適切な対応に努める。(警察庁、法務省)
- 婦人相談所、男女共同参画センター等の相談窓口において、ストーカー事案の被害者等に係る開示請求や加害者からの問い合わせへの対応について、被害者等に係る情報の保護に充分配慮しつつ、的確な対応を行う。(内閣府、厚生労働省、関係省庁)
- 市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、「DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱い」及び「ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者に係る選挙人名簿の抄本の閲覧に関する取扱いの周知徹底」、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」、軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」、法務局における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第2項に規定する被害者等が登記義務者となる所有権その他の権利の移転の登記の

前提としての住所の変更の登記の要否」、「DV 被害者等から供託物払渡請求書の住所等の秘匿に係る申出があった場合における措置」及び「DV 加害者等に対して DV 被害者等に係る登記事項証明書を交付しないこと及び登記申請書等の閲覧を拒否することを求める申出があった場合における取扱い（成年後見登記事務に係るもの）」について一層周知するとともに、これらの手続の厳格な運用により、被害者等に係る情報の管理の徹底を図る。（法務省、総務省、国土交通省、関係省庁）

- 市区町村における「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置」、運輸支局等における登録自動車の「登録事項等証明書の交付請求に係る配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための取扱い」及び軽自動車検査協会における「軽自動車の申請等に係る、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為等の被害者の保護のための取扱い」については、警察署、婦人相談所、男女共同参画センター等の相談窓口で当該支援等の必要性の確認ができることを当該相談窓口徹底するとともに、その迅速な対応の徹底を図る。（内閣府、警察庁、厚生労働省、総務省、国土交通省）
- 選挙人名簿の閲覧等については、個人情報保護により一層配慮し、不当な目的による閲覧等の防止を強化するための措置について検討を行う。（総務省）
- 個人情報を管理する手続のうち、保険、年金、税務、児童手当、郵便の転居届等、その利用の仕方によっては被害者等の住所等が加害者に伝わる可能性があるものについて、被害者等を保護する観点から、加害者等に住所が知られることがないようにする対応の徹底を図る。（厚生労働省、総務省、関係省庁）
- 被害者が通う職場、学校等や被害者の子供が通う学校等において、加害者に対して被害者等の居所が知られることがないように十分配慮することが被害者等の安全の確保を図る上で重要であることについて、広報啓発を推進する。（内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省）

3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進

被害者等の安全確保のためには、加害者に知られずに避難することなどが重要であるところ、その適切な避難等に係る支援を推進するものとする。

また、その際には、法第10条第1項に基づき、婦人相談所その他適切な施設による支援、民間の施設における滞在についての支援及び公的賃貸住宅への入居についての配慮に努めるものとするものとする。

(1) 一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の推進

- 婦人相談所において、被害女性の安全の確保や心理的なカウンセリングが十分に行われるよう、婦人相談所の体制を整備し、緊急時（夜間・休日を含む。）についても、適切かつ効果的な一時保護を実施する。（厚生労働省）
- 警察庁において、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助し、都道府県警察における被害者等の安全確保のための取組を促進する。（警察庁）

(2) 長期的避難のための支援措置の実施

- 婦人保護施設においては、一時保護後のストーカー被害女性に対して、退所後の自立支援やアパート等の賃借に向けた支援を含む中長期的な支援を行うとともに、婦人相談所、男女共同参画センター等においては、被害者等に対し、適切な機関と連携し、住宅、就業等の情報提供などの支援を行う。また、地方公共団体の犯罪被害者等のための総合的な対応窓口においても適切な対応が行われるよう、必要な情報提供を行う。（警察庁、厚生労働省）
- 被害者等に対する公的賃貸住宅への優先入居等について、再被害の防止の観点や地域の実情等を踏まえ、その推進が図られるよう取組を行う。（国土交通省）

(3) 経済面からの被害者支援方策の実施

- 日本司法支援センター（法テラス）による民事法律扶助業務や日弁連委託業務の活用によって、資力に乏しい被害者に対し、加害者への損害賠償請求や離婚訴訟といった民事訴訟、加害者側との交渉及びシェルターへの保護等の弁護士活動に係る弁護士費用につき、立替援助する等、その負担軽減を図る。（法務省）
- ストーカー被害の防止及び被害者支援に関して地方公共団体が実施した民間シェルター等に対する財政的援助及び配偶者暴力相談支援センターの業務に要する経費等について、地方交付税による財政措置を適切に講じていく。（内閣府、総務省）

4 調査研究、広報啓発活動等の推進

ストーカー行為等を未然に防止し、又はその再発等を防止するため、必要な調査研究や被害実態の把握を推進するとともに、これらに基づく広報啓発活動等を行うものとする。

また、これらに当たり、国及び地方公共団体は、法第 11 条に基づき、加害者を更生させるための方法、被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進に努めるとともに、法第 12 条第 1 号におけるストーカー行為等の防止及び被害者等の保護に資するためのストーカー行為等の実態の把握及び同条第 3 号における教育活動、広報活動等を通じた知識の普及及び啓発のための措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 調査研究の推進

- 法第 11 条に基づく調査研究を推進する。(内閣府、警察庁、厚生労働省、関係省庁)
- 配偶者に対する暴力加害者への更生プログラムについては、被害者を減らす手段の一つであることから、配偶者からの暴力の加害者更生に係る実態調査を実施する。(内閣府)

(2) 被害実態の把握のための取組の推進

法第 12 条第 1 号に基づく実態把握を推進する。(内閣府、警察庁、法務省、文部科学省、厚生労働省、関係省庁)

(3) 教育活動を通じた知識の普及及び啓発の推進

- ストーカーの被害者にも加害者にもならないことの重要性に留意しつつ、良好な人間関係の育み方や対応方法が身に付くよう、自分や相手のことを大切にすること、安易に個人情報を知らせないこと、相談先があることを伝えるなどにより、若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実を図る。(内閣府、文部科学省、関係省庁)
- 非行防止教室や地域・職域等を単位とした防犯教室等、様々な機会を捉え、ストーカー事案をめぐる情勢、具体的事例、対応方法等を伝えるなどにより、被害者にも加害者にもならないための教育啓発を推進する。(警察庁)
- ストーカー事案やいわゆる「リベンジポルノ」事案では、自己の写真の撮影・送付や、自己の行動等に関する情報の書き込みを加害者に利用され、思わぬ事態を引き起こす可能性があることに留意しつつ、若年層に対し、インターネットの適切な利用やインターネットの危険性に関する教育啓発を推進する。(総務省、文部科学省、関係省庁)
- ストーカー予防のための教育指導を適切に実施するため、若年層を対

象とした教育啓発について、関係機関・団体と連携しつつ、研修等により、教育関係者等の理解を促進する。(内閣府、文部科学省、関係省庁)

(4) 広報活動等を通じた知識の普及及び啓発の推進

- 関係行政機関等において、相談窓口の所在等を広く周知する。(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省)
- 内閣府のウェブサイトにおける被害者支援情報の掲載、警察庁におけるリーフレット等の作成等を通じ、ストーカー事案の特徴、被害防止対策、早期の相談の必要性等の情報を広く提供するなど、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図る。(内閣府、警察庁、法務省、厚生労働省、関係省庁)
- 「女性に対する暴力をなくす運動」(11月)、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)等多様な機会を通じ、ストーカーの被害者にも加害者にもならない広報啓発が重要であることに留意しつつ、ストーカー被害の未然防止・拡大防止の必要性等について国民の理解の増進を図るため、関係機関・団体と連携した広報・啓発を推進する。(内閣府、関係省庁)
- 法務省の人権擁護機関において、「女性の人権を守ろう」、「子どもの人権を守ろう」等を啓発活動の強調事項として掲げ、講演会の開催、啓発教材の配布等、積極的な啓発活動に努める。(法務省)
- 関係省庁、PTAの全国組織等の中で緊密な連携を図り、PTAの全国大会、総会等の機会に、ストーカー被害の未然防止・拡大防止の必要性等について周知を図る。(文部科学省)

5 加害者対策の推進

ストーカー加害者に対しては、その者が抱える問題にも着目し、関係機関が連携しつつ、その更生に向けた取組を推進するものとする。

- 個々のストーカー加害者の問題性を踏まえながら、警察、矯正施設、保護観察所、医療機関等が適切に連携を図りながら、様々な段階で加害者に対して更生のための働き掛けを行う。(警察庁、法務省、関係省庁)
- ストーカー行為等により受刑後仮釈放となった者及び保護観察付執行猶予となった者については、被害者との接触を禁止する等の特別遵守事項を適切に設定することや、その遵守状況を的確に把握し、指導監督することが必要であり、保護観察所と警察との緊密かつ継続的な連携によって、当該対象者の特異動向等を双方で迅速に把握して、必要な措置を

講じる。(警察庁、法務省)

- 警察官が地域精神科医等に加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性について助言を受け、加害者に受診を勧めるなど、地域精神科医等との連携を推進する。(警察庁)
- 受刑者及び少年院在院者に対しては、引き続き、心理学等の専門的知見を活用して加害者の問題性を把握した上で、ストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施及びその充実に努める。(法務省)

6 支援等を図るための措置

法第 12 条第 2 号及び第 13 条に基づき、ストーカー行為等の防止及び被害者の保護に資するための人材の養成及び資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

※ 改正法第 2 条の規定が施行される本年 6 月 14 日以降、本総合対策中「法第 7 条」とあるのは「法第 6 条」、「法第 9 条」とあるのは「法第 8 条」、「法第 10 条」とあるのは「法第 9 条」、「法第 11 条」とあるのは「法第 10 条」、「法第 12 条」とあるのは「法第 11 条」、「法第 13 条」とあるのは「法第 12 条」と読み替える。